

内閣総理大臣
安倍 晋三 様

一般社団法人 全国保育連盟 第二回提言

なぜ待機児童は解消できないのか

「なぜ待機児童は解消できないのか」については、多方面からの様々な議論はありますが、現時点での大きな原因は、認可保育所を出園することに意欲的な株式会社に対して社会福祉法人と同様な制度が適用されていないことです。例えば、税制面や整備補助金に大きな差異があります。児童を受け入れる安心・安全を確保するためには認可する規制も緩和すべきです。今ままの状態では、積極的な株式会社の参入が出来ない状況下にあり、待機児童問題を解決することは出来ません。加えて、待機児童調整機能としての事業所内保育所の展開など国の縦組織の弊害が顕著です。利用者たる国民目線に立った省庁組織を超えた横断的な調整策が必要です。

1、基礎自治体の認可保育所設置と内閣府の推進する事業所内保育所設置における連携を

待機児童対策として、内閣府が推進する事業所内保育所の設置は、基礎自治体の認可保育所との連携を早急に図る必要があります。双方の設置においては、バランスを考え、事業所内保育所の地域枠の設定や、小規模保育所の認可とともに、国と基礎自治体が協議して、一元的に保育施策を推進すべきです。

また、事業所内保育所の地域枠及び小規模認可の推進を行った結果、3歳児の受け入れ先問題が生じます。

内閣府と基礎自治体の相互連携が今後の待機児童解消の有効対策として提言致します。

2、事業所内保育所の継続推進と認可保育所・事業所内保育所連携のあり方検討を

内閣府により事業所内保育所（企業主導型）が推進されていますが、首都圏における補助制度格差もあり、殆どの保育事業者は取り組めない状況があります。また、3歳児からの行き場所を確保しなければなりません。このことは、働き方改革及び、社会全体の働き方に大きく影響します。

この解決のためには、事業所内保育所の在り方を検討することと、就学前教育に關係する、厚生労働省・文部科学省・内閣府の横断的な早急な議論が必要です。また、都市部及び従来より運営を行っている事業所内保育所には充分な補助制度がありません。認可保育所並みの補助制度の適用を提言致します。

同時に内閣府と厚生労働省との連携を取りつつ、事業所内保育所の今後の在り方を検討し、継続的な推進を提言致します。

3、保育士待遇の将来目標を小学校教諭並に設定を

国力強化の国家戦略としての「安心してこどもを預けて働く社会づくり」が明確に打ち出されていないため、また0歳～5歳までの就学前教育の法整備が不十分なため、保育士の待遇は良くありません。安心してこどもを預けて働く社会づくりのために、近い将来には保育士待遇（認可保育所及び事業所内保育所）を小学校教諭並にすることを前提とした、段階的な国の取り組みを提言致します。

4、学童保育所に対し保育所同様の補助制度を

待機児童対策として、保育所においてはさまざまな施策が実施されています。しかしながら、学童保育所は保育所同様に待機児童が増えてにもかかわらず、施設整備、放課後児童支援員の処遇、運営費補助等の多くの項目において保育所同等レベルの実態に即した基準がなく、基礎自治体における事業内容、補助額に差があります。昨今、保育所が注目されている状況ではありますが、すぐに学童保育所の問題へつながることであり、国と基礎自治体の協議、法整備が急務です。

認可保育所並みの運営補助制度、そして支援員に対し小学校教諭並み補助制度の策定を提言します。

5、安心・安全な保育所運営の形づくりのために

子育て支援事業者において、施設数は年々増え続けております。子どもの命を預かる保育事業者にとりましては、年々施設数が増えれば緊張感は増し、事業者リスクも高まります。

安心・安全を確保し向上させ社会的使命を果たしていくためには現場のみならず本部において、全体的な管理体制をさらに充実する必要性が年々高まっている状況です。

IT化を推進しながら、保護者との連携を密にして、子どもの健全育成を図らなければなりません。

しかしながら現在の補助金体系は、現場施設および保育要員に対するものに限定されており、それらを支える本部機能要員に対するコストは事業者の全額負担となっております。

その結果、十分な現場支援と要員確保が難しい傾向となっているのが現状です。

その問題解決のために、本部機能に関する補助金適用の提言を致します。

6、多様な主体への適用を

東京都においては平成26年より平成29年度末までに待機児童の解消を目標にしており、認可保育園新設整備補助金は、「多様な主体」として株式会社の場合においても社会福祉法人同様の建築費・内装費整備補助金が認められています。

近年は建築費の高止まり傾向もあり、施設整備に関する投資額は新築の場合においては事業者の負担が増え続ける傾向です。

その状況を鑑み、国が指導する制度適用を全ての基礎自治体で拒否されない仕組みの創設を提言致します。

待機児童対策問題に関しましては国の指導により、都道府県及び各基礎自治体は、国基準にその制度適用を合わせる必要性があるかと存じます。

財政問題が生じるのであれば、各基礎自治体で量の調整を判断して頂き、公平性は貫いて頂きたいと考えます。

こうした事から、少なくとも待機児童解消のために全国の基礎自治体は、東京都とその他の政令指定都市と同様にその適用範囲を「多様な主体」に広げ、施設整備補助金を基礎自治体の判断によらない、国の制度として全基礎自治体に適用をして頂きたく提言を致します。

7、実態に則した整備補助制度を

賃貸物件の整備補助基準額においては、画一的な補助基準額での運用がなされており、実態とは異なる新たな事業者リスクを作り出しております。

施設規模の最大収容受入れ定員数と、受入れ定員数に応じた整備補助基準額の設定の見直しの提言を致します。

8、税制面での社会福祉法人同様の適用を

今や待機児童問題は社会問題化しております。

しかしながら、待機児童解消を推進するにあたり、税制面で出園に意欲的な株式会社は冷遇されており、これも保育の量的な確保が遅々として進まない状況を作り出しているものと思われます。

株式会社による認可保育所の新設や、賃貸物件等の場合、税制面での見直しを提言致します。

9、認可・認可外問わず格差のない待遇改善補助を

数年来の保育士不足の原因のひとつは「認可>認可外の給与格差」です。そのことで、人員流出が起こり、人材の安定確保が出来ず、保育の継続性、安全な保育環境を維持することが出来なくなり、利用者の利益も損なわれるという、本来の目的とは逆行する現象が各地域で起こっています。さらに、企業主導型補助制度の認知も高まり、施設は拡充活性していく傾向ですが、「保育人員の確保への懸念」により、拡張に二の足を踏む保育事業者も存在しています。

国の施策の本来目的を援けるには、「認可・認可外問わず格差のない待遇改善補助」が絶対に必要であります。

運営事業者が積極的に人員確保への対策が打てるよう「認可・認可外問わず格差のない待遇改善補助」を提言致します。

平成29年7月4日

一般社団法人 全国保育連盟

理事長 萩田 和宏

